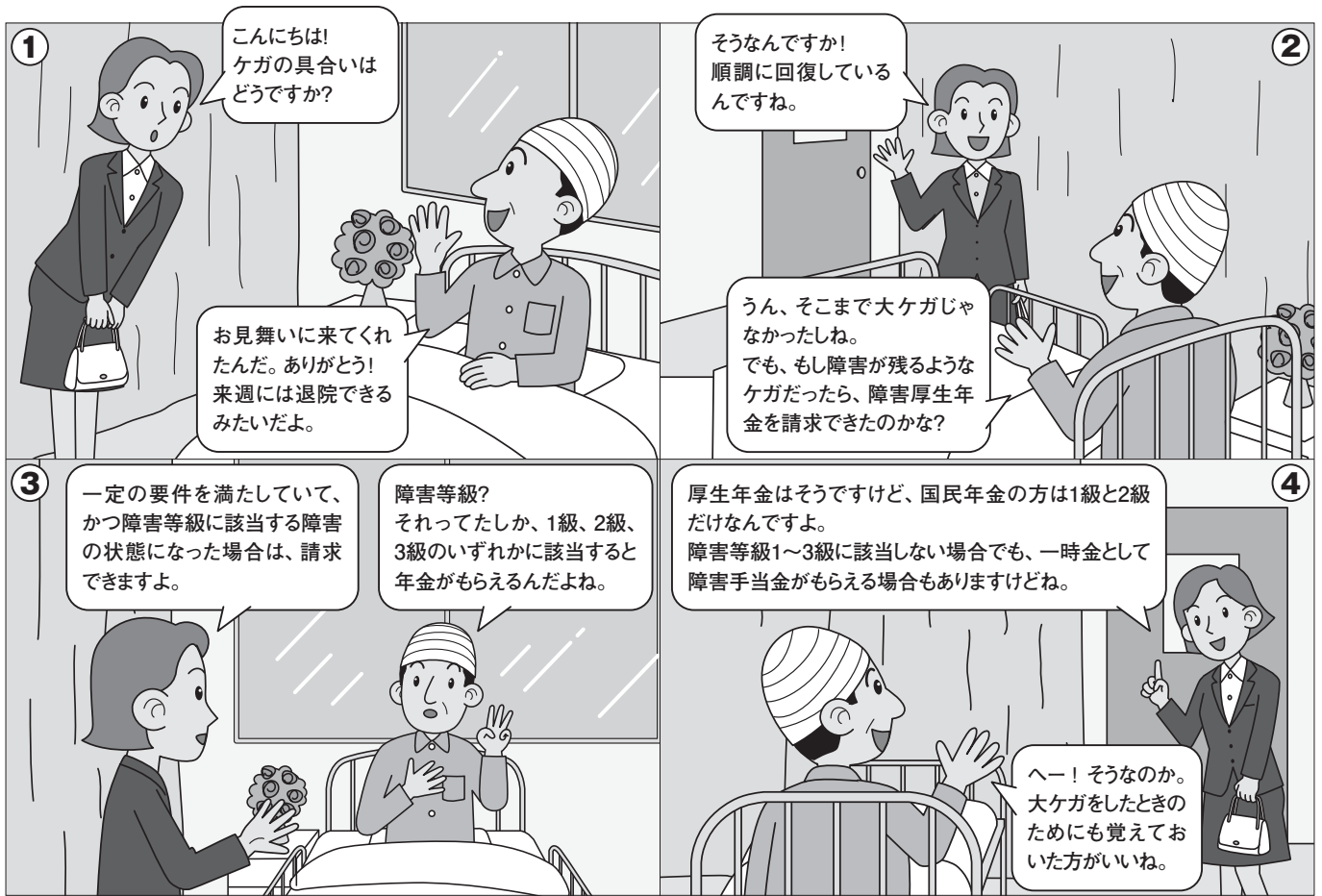


公的年金制度のしくみ⑥ ～障害給付～



被保険者（組合員）である間に初診日がある病気やケガで障害等級3級以上になった場合、障害厚生年金が支給されます。また、障害等級が1級または2級に該当する程度の状態になった場合は、原則として障害基礎年金も支給されます。

	障害等級1級	障害等級2級	障害等級3級	3級に満たない障害
厚生年金から支給	加給年金額 ^(注)	加給年金額 ^(注)		
	障害厚生年金	障害厚生年金	障害厚生年金	障害手当金 (一時金での支給)
国民年金から支給	障害基礎年金	障害基礎年金		

(注) 加給年金額は、障害等級1級または2級の障害厚生年金受給者によって生計を維持している、下記の①②に該当する方がいる場合に加算されます。

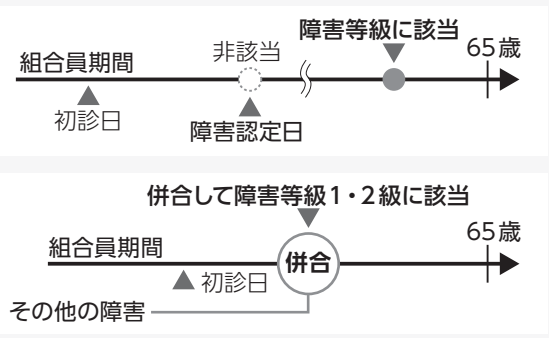
- ① 65歳未満の配偶者
- ② 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。
または、20歳未満で障害等級1級もしくは2級に該当する障害の状態にある子。



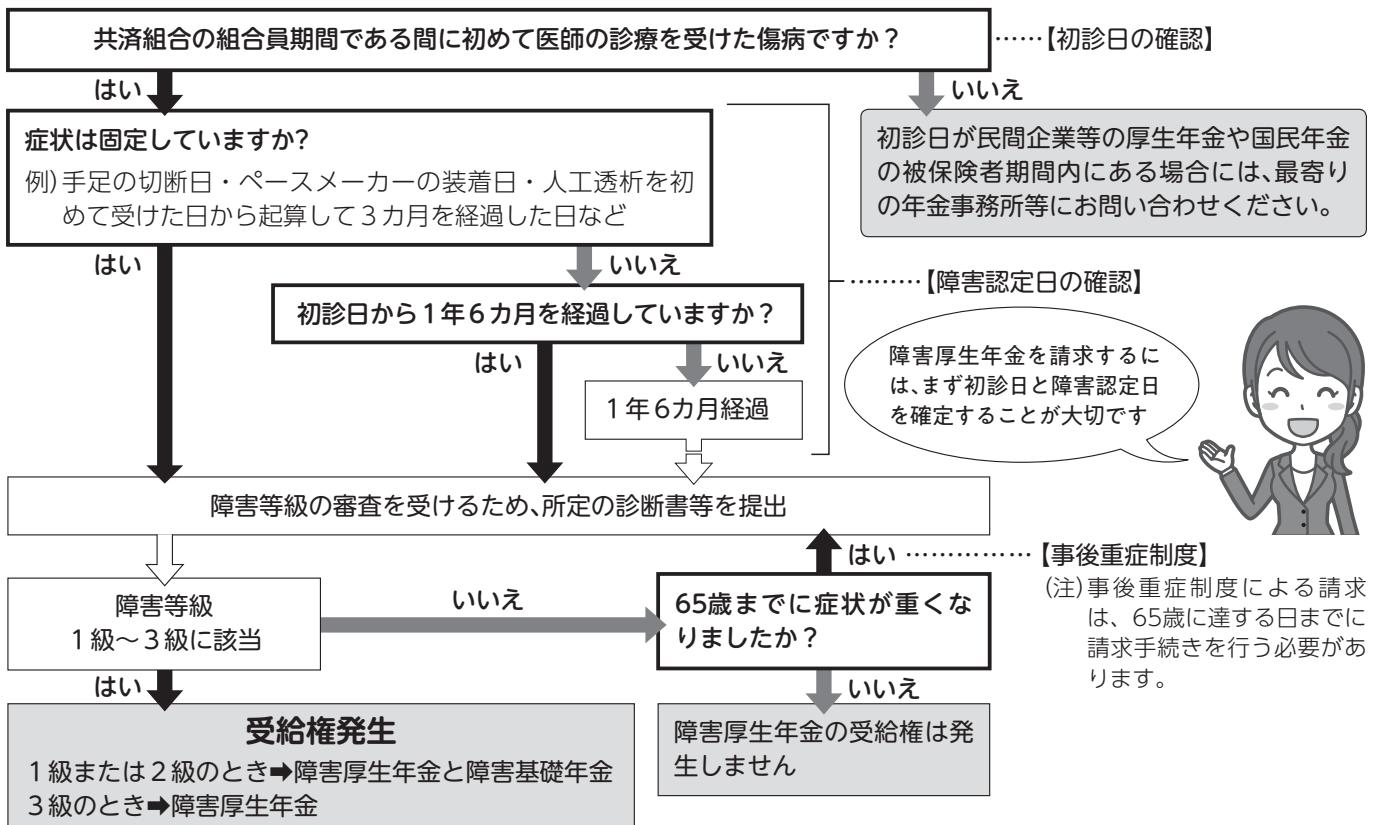
障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、組合員もしくは組合員であった方が、障害認定要件のいずれかに該当し、かつ保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

初診日要件	<p>初診日が組合員である間にあるとき</p> <p>※初診日とは、障害の原因となった病気やケガについて、初めてお医者さんにかかった日をいいます。</p>
障害認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害認定日に障害等級1級、2級または3級に該当する程度の障害状態にあるとき ● 障害認定日において障害等級3級以上に該当しなかったが、その後65歳になる前日までの間に、その傷病により3級以上に該当する程度の障害状態になったとき ● 組合員である間に初診日がある傷病による障害と、その他の障害とを併合して、障害等級が1級・2級に該当する障害状態になったとき <p>※障害認定日とは、初診日から1年6月を経過した日をいいます。 ただし、それ以前に治癒した場合や、症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った場合は、治癒した日または治療の効果が期待できない状態に至った日を障害認定日とします。</p>
保険料納付要件	<p>初診日の前々月までの保険料納付済み期間および保険料免除期間を合算した期間が、被保険者期間の3分の2以上あること</p> <p>※ただし、平成38年(2026年)4月1日前までの初診日については、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ支給される経過措置が設けられています。</p>



障害厚生年金の請求の流れ



お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307